

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

令和3年(ワ)第7645号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

## 原告ら第38準備書面 (尋問を踏まえた主張の補充)

2024(令和6)年2月19日

東京地方裁判所民事第44部合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 上杉 崇子

同 寺原真希子

ほか

### 目次

第1	原告ら当事者尋問(本人尋問)を踏まえた判断がなされるべきであること	5
第2	原告一橋と原告武田	6
1	性自認及び性的指向の気づき	6
(1)	原告一橋	6
(2)	原告武田	7
2	原告ら法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとの間に差異が全くないこと(①関連)	8

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(1) パートナーとの出会い .....	8
(2) 家族として共同生活をおくっていること .....	8
(3) 親族とも関係性を築いてきたこと .....	9
(4) 結婚式をあげていること .....	10
(5) 小括 .....	11
<b>3 原告らが現行の法律婚制度から排斥されることにより様々な排斥を受けていること (②関連) .....</b>	<b>11</b>
(1) 家族へのカミングアウトが困難であること .....	11
(2) 娘に関係性を説明することが困難であったこと .....	12
(3) 原告一橋と娘の関係性の説明が困難であること .....	13
(4) 病院で家族として扱われない不安があること .....	14
(5) ウエディングフェアで契約を断られたこと .....	14
(6) 婚姻できれば本来受けられる利益を受けられていないこと .....	15
<b>4 「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化すること (③関連) ..</b>	<b>15</b>
(1) 婚姻できるか否かは、周囲の受け入れやすさにも影響すること .....	15
(2) 婚姻に類する制度ではなく、「婚姻」が認められる必要性 .....	16
(3) 小括 .....	17
<b>第3 原告鳩貝と原告河智 .....</b>	<b>18</b>
<b>1 性的指向の気づき・セクシャリティの自己受容に至る経過 .....</b>	<b>18</b>
(1) 原告鳩貝 .....	18
(2) 原告河智 .....	20
<b>2 原告ら法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとの間に差異が全くないこと (①関連) .....</b>	<b>21</b>
(1) 出会い .....	21
(2) 両親の顔合わせ .....	22
(3) 二人の生活 .....	23

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(4) 原告河智の入院時 .....	23
(5) お互いへの思い .....	24
(6) 小括 .....	24
<b>3 原告ら法律上同性のカップルが現行の法律婚制度から排斥されることにより、様々な不利益を受けていること (②関連) .....</b>	<b>24</b>
(1) 原告河智の両親へのカミングアウト・原告鳩貝の紹介 .....	24
(2) 原告鳩貝の弟の結婚式での出来事 .....	25
(3) 住居ローンほか .....	26
(4) 地域との関係性 (カミングアウトの不安) .....	27
(5) 入院時の不安 .....	28
(6) NPO活動を通して感じていること .....	29
(7) 小括 .....	30
<b>4 婚姻の平等が必要であること (「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化すること) (③関連) .....</b>	<b>30</b>
<b>第4 原告福田と原告藤井 .....</b>	<b>32</b>
<b>1 性的指向の気づき .....</b>	<b>32</b>
(1) 原告福田 .....	32
(2) 原告藤井 .....	32
<b>2 原告ら法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとの間に差異が全くないこと (①関連) .....</b>	<b>33</b>
(1) パートナーとの出会い .....	33
(2) 家族として共同生活を送っていること .....	34
(3) 親族とも関係を築いていること .....	34
(4) ニューヨークで結婚したこと .....	35
(5) 小括 .....	35
<b>3 原告らが現行の法律婚制度から排斥されることにより様々な排斥を受けて</b>	

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

いること (②関連)	35
(1) パートナー関係の説明が困難であること	35
(2) パートナー関係で問題が生じても他者に援助を求めることが難しいこと	37
(3) パートナーとの関係性が保障されず生活基盤を失う可能性があること	38
4 「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化すること (③関連)	38
第5 原告山縣	39
1 性的指向への気づきほか	39
2 原告ら法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとの間に差異が全くないこと (①関連)	40
(1) 出会いから交際に至るまで	40
(2) 交際初期の思い出	40
(3) 二人の生活	41
(4) 小括	41
3 原告ら法律上同性のカップルが現行の法律婚制度から排斥されることにより様々な不利益を受けていること (②関連)	41
(1) 住民票上の住所を別々にしていたこと	41
(2) 父へのカミングアウト	42
(3) 病気について	43
(4) パートナーとの関係を解消した時期があったこと	44
(5) 地方自治体のパートナーシップ制度では不利益は解消されないこと	44
(6) 小括	45
4 婚姻の平等が必要であること (「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化すること) (③関連)	45
第6 原告ケイ	46
1 原告ら法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとの間に差異が全く	

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

ないこと (①関連)	46
2 婚姻が認められないことで生活上の様々な不利益を被ったこと (②関連)	47
(1) 周囲から「家族」として取り扱われることがないことによる苦悩	47
(2) 原告ケイとAとの別離	48
(3) 原告ケイとAとが婚姻関係にある法律上の異性カップルと同様の関係であった示すものが一切ないこと	49
(4) 小括	49
3 「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化すること (③関連)	50
(1) 自身の性的指向を周囲に悟られないよう生きていかざるを得なかったこと	50
(2) 「結婚」という法的保障の有無が家族からの理解の一助となること	51
(3) 法律上同性のカップルに法律婚を認めることが差別や偏見を払拭する唯一の手段であること	52
第7 まとめ	52

## 第1 原告ら当事者尋問(本人尋問)を踏まえた判断がなされるべきであること

本訴訟は、法律上同性のカップルを現行の法律婚制度から排除する本件諸規定それ自体及び本件諸規定による区別取扱い等の合憲性を争うものである(憲法24条1項違反、同条2項違反、14条1項違反)。そして、これらの争点については、原告ら性的少数者の人生と生活の実態を十二分に踏まえた判断がなされなければならない(原告ら第34準備書面第1の1)。すなわち、①「婚姻の本質」を満たす関係性を築くことができるかという点において、原告ら法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとの間に差異が全くないこと(原告ら第34準備書面第2)、②にもかかわらず原告ら法律上同性のカップルが現行の法律婚制度から

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

排斥されることにより、様々な不利益を受けていること(原告ら第34準備書面第3)、また原告らの実際の経験を踏まえて、③「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化すること(原告ら第34準備書面第4・第5)を十二分に考慮したうえで、判断が示されなければならないのである。

これらの点については、すでに、原告らの陳述書(甲B1、B2、C1、C2、D1、D2、E1、F1)及び原告家族の陳述書(甲B3)により、原告らが歩んできた人生において、差別や偏見に晒されながらも、なお自身の望む相手と結婚する自由を求めて本裁判を提起するに至ったあゆみと合わせて、立証してきたところであるが、2023(令和5)年11月30日に実施された当事者尋問、証人尋問の結果も、踏まえられなければならない。なぜなら、原告らが自身の人生をないし証人が家族である原告の人生を共に歩んできたさまを、直接法廷において、自身の言葉で語りかけるからこそ、迫真性が得られるのであり、原告らが体感した「事実」を踏まえた判断が可能となるからである。

上記当事者尋問、証人尋問では、各原告及び証人の生の言葉でこれらの事実を立証することができたと確信している。各尋問においては結果的に反対尋問はなされなかったものの、反対尋問の権利を行使する機会を与えられてなお被告はこれを行ってしなかったに過ぎず、本訴訟における当事者尋問及び証人尋問の結果は、陳述書と相まって、高い証拠価値を有することに疑いの余地はない。

以下、原告ら第34準備書面第2及び第3において、上記①ないし③の各事実につき、原告ら陳述書に基づき主張したのに加え、尋問の結果を踏まえて、改めて各原告らにおける①ないし③に関連する事実を補充して述べる。

## 第2 原告一橋と原告武田

### 1 性自認及び性的指向の気づき

#### (1) 原告一橋

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

(2) 原告武田

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

## 2 原告ら法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとの間に差異が全くないこと (①関連)

### (1) パートナーとの出会い

(記載省略)

### (2) 家族として共同生活をおくっていること

(記載省略)



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

このように、原告一橋と原告武田とその娘は、少しずつ関係性を築き、日常生活や学校行事を共にする等しながら、三人家族として補い合って生活をしているものである。

(記載省略)

このように、原告一橋と原告武田は、互いを尊重し、辛い時には励まし支え合うような、パートナーとしても生活してきたものである。

(3) 親族とも関係性を築いてきたこと

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

このように、原告一橋は、原告武田の親族との間でも、原告武田のパートナーとして認識されているものである。

(記載省略)

原告一橋も原告武田も、互いの親族にパートナーとして紹介され、パートナーの親族として気遣い合うような関係性を、それぞれの親族と築いている。

(4) 結婚式をあげていること

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

原告一橋と原告武田は、家族や友人からも、パートナーとして認められ、祝福された存在である。

(5) 小括

以上のおり、原告一橋と原告武田はパートナー関係を築き、娘と三人で家族として支え合って生活しているものである。また、二人の関係性は、親族や友人からはパートナーとして認められ祝福されているのであり、■■■■では配偶者同士として扱われている。このような二人の関係性は、実態として、法律上異性のカップルやその家族が形成している関係性との間に差異がないことは明らかである。

3 原告らが現行の法律婚制度から排斥されることにより様々な排斥を受けていること (②関連)

(1) 家族へのカミングアウトが困難であること

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

原告一橋が証言するように、パートナーと婚姻できない関係性であるということは、自分の幸せを考えてくれる家族や友人に対し、自身のセクシュアリティやパートナーの存在について、打ち明け難い原因となり得る。

(2) 娘に関係性を説明することが困難であったこと

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

(3) 原告一橋と娘の関係性の説明が困難であること

(記載省略)

この原告武田が感じる不安も、原告一橋がいうように、原告らの婚姻が認められ、原告一橋も原告武田の娘の親である、あるいは、原告武田の再婚相手であると説明できれば、解消されるものである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(4) 病院で家族として扱われない不安があること

(記載省略)

もともと、原告らが婚姻でき、法律上も家族として認められていれば、病院では互いの配偶者であると説明すれば足り、当然、家族として病室に入ることができ、家族として扱われるはずである。したがって、原告一橋が述べる不安は、原告一橋と原告武田が婚姻できれば生じないものである。

(5) ウエディングフェアで契約を断られたこと

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

(6) 婚姻できれば本来受けられる利益を受けられていないこと

(記載省略)

原告武田が挙げた問題は、いずれも、原告一橋と原告武田が婚姻できれば生じない問題であり、法律上同性のカップルの婚姻が認められれば、解消される問題である。

#### 4 「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化すること (③関連)

(1) 婚姻できるか否かは、周囲の受け入れやすさにも影響すること

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

一般に、セクシャルマイノリティーが自分らしく生きていくにあたって、自身のセクシャルリティを家族や友人に打ち明ける場合もあるが、家族や友人らが受け入れてくれるかという問題があり、決して容易なことではない。もともと、法律上同性のカップルも婚姻できれば、法律上異性のカップルとの差異は気にすることもなく、同様に婚姻でき幸せになることができるという説明することができるようになるのである。

この説明は、法律上同性のカップルも「婚姻」ができるという点が重要な点なのであって、仮に、婚姻以外の制度を利用できるようになったとしても意味がない。

(2) 婚姻に類する制度ではなく、「婚姻」が認められる必要性

(記載省略)



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

原告武田が証言するとおり、婚姻制度以外の制度で夫婦関係が公証されることは、不必要に自身やパートナーのセクシュアリティを明かすことに繋がるといった重大な問題点がある。

### (3) 小括

原告らは、単に婚姻の法的効果を求めているのではなく、法律上同性のカップルも法律上異性のカップルと同じく婚姻できるようになることを求めているのである。

婚姻類似の制度が認められたとしても、婚姻できないことには変わりはなく、やはり婚姻できない存在であるといった印象を与え続ける結果となってしまう。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

### 第3 原告鳩貝と原告河智

#### 1 性的指向の気づき・セクシャリティの自己受容に至る経過

##### (1) 原告鳩貝

###### ア 小学校時代

(記載省略)

###### イ 中学・高校時代

(記載省略)

###### ウ 大学時代

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

エ 社会人になってから

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

## (2) 原告河智

### ア 恋愛感情の自覚

(記載省略)

### イ 初めての同性の恋人

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

## ウ レズビアンの人たちとの交流

(記載省略)

2 原告ら法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとの間に差異が全くないこと (①関連)

(1) 出会い

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

## (2) 両親の顔合わせ

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

### (3) 二人の生活

現在の二人の生活についても、法律上異性のカップルと何ら異なるところはなない。

(記載省略)

### (4) 原告河智の入院時

パートナーの一方が病気をしたときに、他方がそれを支えるという場面でも、法律上異性のカップルとの間に差異はない。

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

(5) お互いへの思い

パートナーに対する思いについても、法律上異性のカップルと何ら異なるところはない。

(記載省略)

(6) 小括

以上のとおり、出会いから交際に至るまでの過程、お互いの両親との関係性、日常の生活、一方が病気になったときの対応、そしてお互いのお互いに対する思いなど、如何なる面から見ても、原告鳩貝と原告河智の関係性は、法律上異性のカップル(結婚している男女)と全く差異がない。

3 原告ら法律上同性のカップルが現行の法律婚制度から排斥されることにより、様々な不利益を受けていること (②関連)

(1) 原告河智の両親へのカミングアウト・原告鳩貝の紹介

原告ら法律上同性のカップルは、現行の法律婚制度から排斥されているために、自らのセクシャリティ及びパートナーとの関係性について両親に理解を得ることに多くの葛藤や困難を伴う。



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

仮に法律上同性のパートナーとの婚姻が法的に保証されていれば、原告河智が、自らのセクシャリティ及び原告鳩貝との関係性について両親にカミングアウトしその理解を得ることに、上記のような葛藤や困難を伴うことがなかったであろうことは想像に難くない。

(2) 原告鳩貝の弟の結婚式での出来事

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

### (3) 住居ローンほか

婚姻制度から排斥されることによる不利益は、人生における様々な契約の場面でも顕在化する。

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

#### (4) 地域との関係性 (カミングアウトの不安)

ア 原告ら法律上同性のカップルが、社会(地域)のなかで「カップル」として生きていくということにも、様々な不安や葛藤が伴う。

(記載省略)

イ

(記載省略)

ウ このような不安の原因は、原告鳩貝らがこれまで生きてきた中で晒され続けてきた同性愛者・同性カップルに対する偏見や差別にある。

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

エ 上記のようなカミングアウトの不安は、区のパートナーシップ宣誓をしたことでは解消されない。

(記載省略)

#### (5) 入院時の不安

医療へのアクセスの場面でも、法律上同性のカップルは、パートナーが配偶者と同様には扱われないのではないかという不安を常に抱えることになる。

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

#### (6) NPO活動を通して感じていること

これまで述べたような、原告鳩貝と原告河智が生活していくうえで経験してきた(また現に経験している)困難や不安は、多くの法律上同性のカップルに共通する課題である。

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

## (7) 小括

以上述べたとおり、原告鳩貝・河智は、現行の法律婚制度を利用できないことにより、家族に自らのセクシャリティ及び二人の関係性を理解してもらっただけでも多大な労力を要し、ときには親戚との関係において二人の関係性を隠すように求められるという経験をした。また、住んでいる地域などを含め、未だ自由に(不安なく)二人の関係性をオープンにして生きることすらできない状況が続いている。

さらに、二人の関係性を証明するために、住宅ローンなどの契約の場面では異性の夫婦であれば不要な費用と労力をかけることを強いられ、また、入院という身体的・精神的な不安が大きい場面でも、常に他方を配偶者と扱ってくれるかどうかという、異性の夫婦であればおよそ心配することのない問題に心をすり減らしている。

このような問題が、本件訴訟の原告らのみならず、この日本社会に生きるすべての同性カップルに共通したものであることは、原告鳩貝・河智のNPO活動を通しての経験からも裏付けられている。

以上のとおり、法律上同性のカップルが、現行の法律婚制度を利用できないことにより重大な不利益を受けていることが明らかである。

## 4 婚姻の平等が必要であること(「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化すること)(③関連)

(1) 本項「1」、「2」で述べたとおり、原告鳩貝及と原告河智は、自らの性的指向を自覚してから、セクシャリティについて多くの葛藤を抱えながら生活してきた。

また、セクシャリティを自己受容するに至ってからも、自らの性的指向やパートナーとの関係性を周囲に知られるということについて、常に不安

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

を持ちながら生活していることに変わりはない。

このような葛藤や不安の根底にあるのは、社会の中にある同性愛に対する差別・偏見である(上記で述べたとおり、原告鳩貝も原告河智も、現にそのような差別的な言動に晒される経験をしている。)。法律上同性のカップルが婚姻制度から排除されている現状は、そのような社会の差別・偏見を助長するものに他ならない。

(2)

(記載省略)

(3) これらの証言からも裏付けられているように、原告ら法律上同性のカップルが婚姻制度から排除される現状が続く限り、それは法が原告らを「劣った存在である」と断ずることに等しく、「人々の根底にある差別意識は変わらない」のである。

原告ら法律上同性のカップルが、法律上異性のカップルと同じように婚

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

姻制度を利用できるようになって初めて、原告ら法律上同性のカップルが、差別や偏見に晒される不安なく、「本当の意味で安心して幸せに」生活できる社会が実現する。

#### 第4 原告福田と原告藤井

##### 1 性的指向の気づき

###### (1) 原告福田

(記載省略)

###### (2) 原告藤井

(記載省略)



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

## 2 原告ら法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとの間に差異が全くないこと (①関連)

### (1) パートナーとの出会い

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

## (2) 家族として共同生活を送っていること

(記載省略)

このように、原告福田と原告藤井は、互いを思い合い共に過ごす時間を大切にしながら、補い合って生活している。

## (3) 親族とも関係を築いていること

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

(4) ニューヨークで結婚したこと

(記載省略)

すなわち、原告福田と原告藤井は、結婚し支え合うことを誓いあった関係である。

(5) 小括

以上のとおり、原告福田と原告藤井はパートナー関係を築き、家族として支え合って生活している。また、今後も支え合うことを誓っており、ニューヨーク州ではカップルとして公的に登録された。

このような二人の関係性は、法律上異性のカップルとの間に差異がないことは明らかである。

3 原告らが現行の法律婚制度から排斥されることにより様々な排斥を受けていること (②関連)

(1) パートナー関係の説明が困難であること

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(2) パートナー関係で問題が生じてても他者に援助を求めることが難しいこと

(記載省略)

DV被害を受けるといった安全上の危険があるような深刻な問題や、ひとりでは解決困難な問題に直面した場合には、通常、必要に応じて他者の

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

援助を得ることが考えられる。 [REDACTED]

[REDACTED]仮に、当時、法律上同性のカップルが婚姻できたとすれば、法律上の性別が同じ相手と交際することについても、周囲の理解を得やすかったはずであり、交際相手の戸籍上の性別を知られることを恐れる必要もなく、他者の援助を得ることも検討できたはずである。

(3) パートナーとの関係性が保障されず生活基盤を失う可能性があること

(記載省略)

もし、原告らが婚姻できていれば、二人の関係性は夫婦として法的に保障されることから、「別れてしまえば生活基盤を突如失う」というような恐怖は感じなかったはずである。

4 「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化すること (③関連)

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

原告福田および原告藤井は、日本で婚姻することを求めているのであって、単に婚姻の法的効果を求めているものではない。原告福田が、「私たちは異性愛者の皆さんよりもおとっていますでしょうか。異性愛者の皆さんと同じように結婚して、公的な祝福を受けるに値しない人種ですか。」と証言したように、法律上同性のカップルについて、法律上異性のカップルが利用できる婚姻制度を認めないことは、セクシャルマイノリティーを「劣っている」「結婚すべきでない」存在と評価するようなものである。

また、仮に、法律上同性のカップルも利用できる婚姻類似の制度が存在した場合には、法律上同性のカップルは、「婚姻類似の法的効果を得ることには問題ないが、婚姻することはできない存在」という印象を与えることとなり、セクシャルマイノリティーを「劣っている」「結婚すべきでない」存在と評価するものであることに変わりはない。

## 第5 原告山縣

### 1 性的指向への気づきほか

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

## 2 原告ら法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとの間に差異が全くないこと (①関連)

### (1) 出会いから交際に至るまで

(記載省略)

### (2) 交際初期の思い出

(記載省略)



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

### (3) 二人の生活

(記載省略)

### (4) 小括

以上述べたとおり、原告山縣とそのパートナーは、交際を始めてから、二人の思い出を重ねていき、現在は家事を分担しながらともに生活している。

このような関係性は、法律上異性のカップル(結婚している男女)のそれと全く差異がない。

## 3 原告ら法律上同性のカップルが現行の法律婚制度から排斥されることにより様々な不利益を受けていること(②関連)

### (1) 住民票上の住所を別々にしていたこと

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

(2) 父へのカミングアウト

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

### (3) 病気について

医療へのアクセスの場面でも、法律上同性のカップルは、パートナーが配偶者と同様には扱われないのではないかという不安を常に抱えることになる。

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

本事件の関連訴訟(東京一次訴訟)の原告であるよしを含め、原告山縣の友人・知人の同性カップルのなかに、同性パートナーが病状説明や面会を断られる経験をした者が多くおり、上記のような原告山縣の不安は現実的なものである。

(4) パートナーとの関係を解消した時期があったこと

法律上同性のカップルの関係性は、法的な保証が得られないことにより、時に不安定さが伴う。

(記載省略)

(5) 地方自治体のパートナーシップ制度では不利益は解消されないこと

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

## (6) 小括

以上述べたとおり、原告山縣は、現行の法律婚制度を利用できないことにより、自らのセクシャリティやパートナーとの関係性を、自分の親にさえ長い間伝えることができずにいた。また、二人の関係性を公にすることができなかったことにより、あえて住民票上の住所を別々にしてその関係性を隠しながら生きるということを強いられ、さらに、その関係性について法的な保証が存在しないことも手伝って、一時期その関係性を解消しなければならぬ事態に陥った。現在でも、病気になったときにパートナーが配偶者と同様に扱われるのかという不安を抱えながら生活している。

これらの原告山縣とそのパートナーが受けている(受けてきた)不利益は、原告らが現行の法律婚制度から排斥され、社会からその関係性を承認されないことによる不利益である。そして、このような不利益が地方自治体のパートナーシップ宣誓制度では解消されないことは、前記のとおりである。

## 4 婚姻の平等が必要であること(「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化すること)(③関連)

(1) これまで述べたとおり、原告山縣は、婚姻制度を利用できないために、周囲との関係において、法律上同性の「カップル」として生きていくことへの不安を抱えながら生活をするという経験をし、また現にそのような不安を抱えながら生活している。

このような不安の根底にあるのは、社会の中にある同性愛に対する差別・偏見であり、法律上同性のカップルが婚姻制度から排除されている現状は、そのような社会の差別・偏見を助長するものに他ならない。

(2)

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(記載省略)

(3) このような証言からも裏付けられるように、法律上同性のカップルが法律上異性のカップルと「違うもの」として扱うことは、原告ら法律上の同性カップルの尊厳を傷つけることに他ならない。

原告ら法律上同性のカップルが、法律上異性のカップルと同じように婚姻制度を利用できるようになって初めて、「セクシャルマイノリティーの存在が、社会に共に生きる一人の人間として認識され」、「セクシャルマイノリティーに対する理解が今よりも格段に進」み、原告ら法律上同性のカップルが差別や偏見に晒されることなく生きられる社会が実現する。

## 第6 原告ケイ

### 1 原告ら法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとの間に差異が全く

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

ないこと (①関連)

(記載省略)

2 婚姻が認められないことで生活上の様々な不利益を被ったこと (②関連)

(1) 周囲から「家族」として取り扱われることがないことによる苦悩

(記載省略)





【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

だ互いの法律上の性別が同一であったというただその一事をもって婚姻制度から排除された結果、2人の関係は破局に追いやられた。

(3) 原告ケイとAとが婚姻関係にある法律上の異性カップルと同様の関係であった示すものが一切ないこと

(記載省略)

婚姻関係にある法律上の異性カップルであれば、婚姻中はその旨戸籍に記載されることはもちろんのこと、仮に別離という選択をしたとしても、両名が確かに婚姻関係にあったことは戸籍上記録が残るほか、両名の関係を清算するための法制度を利用することができる。もっとも、法律上同性である原告ケイとAには、これらの保障が一切与えられなかった。

(4) 小括

このように、原告ケイは■■■■年以上パートナー関係にあったAと婚姻ができないことで、両名の関係性を、家族や友人・職場にも伝えることができなかった。そのことで、双方の親族にも家族として取り扱われなかったこと、婚姻という形で承認されない、2人だけの閉じた関係性を続けるストレスの重なりにより別れを選択せざるを得なかったこと、Aと婚姻同様の生活をしてきたことは、戸籍にもどこにも公証されず、そのことで「自分たちの歴史がなかったことにされている」と社会から排除されていることに直面させられた。

これらは、原告ケイとAとが婚姻制度から排除されてきたことによる不

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

利益にほかならない。

### 3 「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化すること (③関連)

- (1) 自身の性的指向を周囲に悟られないよう生きていかざるを得なかったこと

(記載省略)

仮に、結婚が法律上の異性同士に限らず同性同士にも当然認められる社

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

会の中で原告ケイが育ったとすれば、法律上同性同士での交際・結婚ということも社会の中で当然の選択肢として認識されることになるのであるから、原告ケイが自身の性的指向について周囲に決して知られてはならない、知られたらどう思われる、取り扱われるかわからないという恐怖心を抱くことはなかった。

(2) 「結婚」という法的保障の有無が家族からの理解の一助となること

(記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

(3) 法律上同性のカップルに法律婚を認めることが差別や偏見を払拭する  
唯一の手段であること

原告ケイは、「制度が人々の認識や社会通念といったものを変えていく」(原告ケイ本人調書 11頁)、「婚姻の平等が実現すれば、やがて、セクシュアルマイノリティは特別な存在ではない社会になっていくでしょう」(甲F1の18頁)と述べる。東京地裁判決(一次)(甲A322)やその他本件各地裁判決のような「分離すれど平等」論では、原告ケイが経験してきた差別や偏見は払しょくされないこと、法律上同性のカップルに対しても法律婚制度の利用を認めることこそが原告ケイその他セクシャルマイノリティが被ってきた差別や偏見を払拭し、真に婚姻を望む相手と法律上異性のカップルと同等の権利を保障するただ一つの道であることを原告ケイはその尋問において明らかにした。

## 第7 まとめ

以上のように、各原告らは、①原告ら法律上同性のカップルが法律上異性のカップルとの間に差異が全くないこと、②にもかかわらず原告法律上同性のカップルが現行の法律婚制度から排斥されることにより、様々な排斥を受けていること、また原告らの実際の経験を踏まえて、③「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化することを各人の尋問においてつまびらかにした。

かかる尋問を経て、改めて法律上の同性カップルにも法律婚制度の利用を認めるほか、原告らの被ってきた様々な差別や偏見による苦難を払拭する道はないことは明らかになった。

本訴訟における憲法判断にあたっては、これらの各原告らの体験してきた事実を踏まえ、「個人の尊重」、「個人の尊厳」及び「法の下での平等」といった憲法

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

の基本原理に則った判断がなされなければならない。

最後に、尋問において、各原告及び証人が裁判所に訴えた言葉を引用する。

原告一橋「私はトランスジェンダーとして生きてきて、本当に将来が見えずに希望を持ってない子供時代を過ごしてきました。また、子供の私は生き延びてこれましたけれども、そうでない今もまだ苦しい思いをしている子たちいっぱいいると思います。そういった子供たちが未来を描けるように、それを私がトランスジェンダーとして生きていること責任でもありますし、そうでなくても私たちの子供や孫が笑って暮らせるようになる、そういう社会にすることが私たちの責任であると思っています。最後にお伝えしたいことは、私は憲法に書かれている一人一人がかけがえのない個人の尊厳、その価値を本当に信じています。だからこそ、この訴訟の原告になりました。裁判官の皆さんの良心も信じています。しっかり話を聞いてくださって、本当に正義に照らした判断をしてくださるといふふうに信じています。人権の砦だといふふう言われていますけれども、その役割を皆さんにしっかりと果たしていただきたいと思っています。今多くの人たちが国会に向けても訴えを掛けていますけれども、なかなか国会は動いてくれません。その国会を促すためにも、はっきりと違憲なんだという判断をして、この社会を一緒に動かしていただきたいと思っています。」

(一橋本人調書19頁)。

原告武田「今でも、ウェディングパーティーの契約を断られたときの惨めで悲しい気持ちを思い出すことがあります。法律で婚姻が認められていたら、あのような扱いを受けることはなかったと思います。だから、法律上も私たちが配偶者として家族として、認められる立法を促す判決を強く望みます。どうか私たちの人権を守る最後の砦になってください。」(原告武田本人調書13頁)。

原告鳩貝「(なぜ法律上同性同士の結婚が認められる必要があるかとの質問に対して) まず、河智と私の生活、人生を守りたいということ。それから男女であれば婚姻届け1枚で済むところを、本当にものすごくたくさんの方々の努力をして

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

やってきて、それでも及ばないというこの不平等さを解消したいということ、それから同性を好き婚姻できるという選択肢を手にして生きていく希望を持てる社会にしていきたいと思うからです。」(原告鳩貝本人調書 11 - 12 頁)。

原告河智「性別にかかわらず、両者が結婚できるようになれば、ここにいる私たちはもちろん、多くの当事者が救われます。制度が変われば社会にも浸透して次の世代も安心して生きられるはずです。婚姻制度の間口を広げていただけますよう、この裁判でしかるべき判断をお願いいたします。」(原告河智本人調書 13 頁)。

原告藤井「私はニューヨークで、差別や区別されることなく結婚することができました。でも私は日本人なので、日本で育ってます。日本で結婚したいと思います。私にも幸せになる権利はあると思っています。日本の人口の3パーセントから10パーセントだって言われてます。その3パーセントって、どれくらいの人数になるかっていうと、四国の人口全部カバーするぐらい、みんなが幸せになれる権利が生まれるってことになります。もしも10パーセントだったら、東京都の人口全員が幸せになれる。だから今日、ここに来るまでに会った人も全員幸せになるし、ここにいる人たちも。全員幸せにすることができます。飛澤さん、金田さん、川本さん、ぜひ正しい判決を、人として正しい判決を書いてください。期待しています。よろしくをお願いいたします。(原告 14 - 15 頁)。

原告福田「裁判官、私たちのことを見てください。私たちは異性愛の皆さんよりも劣っていますでしょうか。異性愛者の皆さんと同じように結婚して、公的な祝福を受けるに値しない人種ですか。私たちは何か特別なものを求めているわけではありません。今、異性愛者の皆さんが当たり前でできる結婚を通して、幸せを追求する選択肢、ただそれが欲しいだけです。そうして、人らしい人生を送りたい。私たちが求めているのはただそれだけです。」(原告福田本人調書 14 頁)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

原告山縣「人生は一度きりです。それは誰にとってもおなじことです。この1度限りの人生を、結婚という制度から排除され、国から差別されたまま私は死にたくありません。婚姻の平等が実現したら、私が生きてきたこの人生、この存在、私の存在、そして、ゲイとして生きてきた私自身にとって、とても大事なことで、それは何か私の生きてきた証であり、プライドが総じてあります。裁判所におかれましては、婚姻の平等を1日も早く実現していただき、人は皆平等だという憲法の精神にのっとして、未来への希望となる光となる判決をお願いしたいです。」(原告山縣本人調書10頁)。

原告ケイ「私はAさんと結婚がしくて、Aさんとの結婚を願って原告になりました。Aさんがいなくなってしまった今、私は果たしてここにいていいのだろうか、何度も何度も考えました。人生を振り返ると、マジョリティの価値観に合わせて多くの時間や能力を割いて、数えきれないほどのうそを重ねて生きてきました。それは、今どういうことかと考えると、尊厳を傷つけられ続けてきたと思います。これから恋をする若い子たちには・・・もう私のような思いはしてほしくありません。・・・そして私と、もう老後が視野に入った世代には、もう差別偏見を恐れることなく、尊厳をもって余生を過ごしてほしい。安心して最期を迎えてほしいという思いが強くあります。・・・制度が人々の認識や社会通念といったものを変えていくと、私は信じています。なので、平等な社会実現のために、裁判官には公平な御判断をお願いしたくて、今日ここにやってきました。」(原告ケイ本人11頁)。

これら原告らの心からの叫びを真摯に受け止め、「個人の尊厳」「個人の尊重」「法の下での平等」といった憲法の基本原理に立脚した判断を裁判所には期待する。

以上